建設業者団体の長 殿

国土交通省土地·建設産業局建設業課長

公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条に規定する 「発注関係事務の運用に関する指針」に係る意見等の提出について(依頼)

1. 趣旨

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、令和元年6月14日に公布・施行されました。同法律を受け改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)(以下「品確法」という。)第22条の規定に基づき、国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札契約の方法の選択その他発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めることとなっており、令和元年8月8日付けで、「発注関係事務の運用に関する指針」(以下「運用指針」という。)の改正の骨子(案)に係る意見等の提出にご協力を依頼させていただいたところです。

つきましては、今回、ご提出していただいた改正の骨子(案)への意見を踏まえ、「運用指針」の改正案を作成いたしましたので、建設業界団体の皆様から幅広くご意見をお伺いするものです(別添1、2参照)。

2. ご意見の提出をお願いしたい内容

品確法第22条に規定する運用指針の改正に先立ち、ご意見を頂く際の参考 資料として、「運用指針」の改正案を、別添3にお示ししております。

つきましては、特段のご意見があれば、別添4の様式に記入いただき提出を お願い致します。

3. ご意見の提出にあたっての留意事項

貴団体傘下の地方団体や会員企業のご意見をとりまとめ・調整の上ご提出ください。ただし、別紙のように、各地方整備局等から傘下の地方団体へも照会しており、その場合には以下の①、②のいずれの方法で提出していただいてもかまいません。

- ①貴団体として各地方団体のご意見をとりまとめた上で提出
- ② 貴団体として各地方団体のご意見のとりまとめ・提出は行わず、各地方団体が各地方整備局等へご意見を提出

頂いたご意見については、貴団体名も含め内容を公表する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、品確法の改正内容や、運用指針(案)の説明資料等は、下記HPに掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

掲載HP: http://www.mlit.go.jp/tec/reiwaunyoshishin.html

4. ご意見の取り扱い

提出いただいたご意見は、「運用指針」の改正等に活用させて頂きます。 なお、提出いただいたご意見については、個別に回答は致しかねますので予 めご了承ください。

5. 提出様式・提出先等

ご意見については、別添4の様式に以下の事項を記載の上(※1)、電子メールにて以下の窓口に提出をお願いします。

- (1) 記載事項
 - ①所属団体名
 - ②担当者名
 - ③所属部署
 - ④担当者 (メールアドレス)
 - ⑤ご意見の内容
 - ⑥ご意見の理由
- (2) 提出先

国土交通省土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室メールアドレス: hqt-tokennyuki@ml.mlit.go.jp

(3) 提出期限(※2)

令和元12月2日(月)

- (※1) 別添4以外の様式で提出された場合、意見は反映できません。
- (※2) 上記提出期限を過ぎた場合、意見は受領できません。

ただし、災害対応等特別な事由がある場合は、別途問合せ先に事前連絡の 上、協議することが可能です。

<問合せ先>

国土交通省土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室

前川 翔: maekawa-s2tr@mlit.go.jp 石間 達也: ishima-t2q9@mlit.go.jp 番場 良平: bamba-r8310@mlit.go.jp 西尾 拓海: nishio-t23b@mlit.go.jp

TEL: 03-5253-8111 (内線: 24783、24724) FAX: 03-5253-1517